

冬休みシーズンに海外に渡航・滞在される方へ（注意喚起）

平成 30 年 12 月 14 日
在シンガポール日本国大使館

冬季休暇を利用して外出や旅行を計画されている方も多いと思いますが、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめ世界中でテロ事件が発生しています。テロは単独犯によるものや、一般市民が多く集まる場所（ソフトターゲット）を標的としたものなど様々で、発生の予測や未然防止が困難です。

特に観光客が多数訪れる観光地では、観光名所やイベント等に集まる不特定多数の群衆を標的としたテロ等の発生が懸念されます。皆様におかれましては、以下に挙げる安全対策を参考に安全で快適な休暇をお過ごしください。

1 「海外安全ホームページ」等で旅行先の最新の安全情報を事前に入手する

外務省が発する海外安全情報及び報道等により、治安情勢等、渡航・滞在先について最新の関連情報の入手に努めてください。

■ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

■ スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

2 連絡先を家族に伝える、「たびレジ」に登録する

海外や当館管轄地外への旅行の前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えてください。

また、出発前に外務省海外旅行登録「たびレジ」に必ず登録しましょう。最新の海外安全情報を日本語のメールで受信できます。また、緊急時の連絡、安否確認、支援が受けられます。

■ 「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

3 ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

外務省では、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、中堅・中小企業の安全対策の強化を重視し、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を制作しました。外務省海外安全ホームページに掲載（全13話）されておりますので、皆様の安全対策の参考としてご活用ください。また、平成30年4月より同ホームページにて動画版の配信を開始しました。

■ 「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html

4 テロ等への注意

現地でテロの標的となりやすい場所を訪れる際には、安全確保に十分注意を払う観光施設、公共交通機関、宿泊施設、レストラン、リゾート施設、繁華街、イベント会場、複合商業施設、野外マーケット、市場、大学等、宗教施設、政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設等はテロの標的となりやすい場所です。このような場所を訪れる際には、予め非常口等の避難経路を確認しておき、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払ってください。

（1）テロ等の脅威

日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめ世界中でテロ事件が発生しています。テロは単独犯によるものや、一般市民が多く集まる場所（ソフトターゲット）を標的としたものなど様々で、発生の予測や未然防止が困難です。

（2）テロ等に関する安全対策

ア 被害の予防策

○外務省が発する海外安全情報、領事メール及び現地報道等により、最新の治安情報等を入手する。

○以下の場所はテロの標的となりやすいので、できるだけ滞在時間を短くする。

・観光施設、公共交通機関、宿泊施設、レストラン、リゾート施設、繁華街、イベント会場、複合商業施設、野外マーケット、市場、大学等、宗教施設、政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設等

○常に周囲の状況に注意を払う。

○不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れるなど、必要な安全確保に努める。

○現地当局の指示があればそれに従う。

○不測の事態に備え、訪問先の出入口や非常口、避難経路、隠れられる場所等についてあらかじめ確認する。

イ 事件形態別の注意事項

【車両突入の場合】

○ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道では、できるだけ道路側ではなく建物側を歩く。

【コンサート会場、スポーツの競技場等の閉鎖空間】

○会場には早めに入り、終了後はある程度時間を置いてから退出するなど、人混みを避ける

ように努める。

○パニック状態となった群衆の中では負傷するおそれがあるため、冷静さを保つ。

【爆弾、銃撃等に遭遇した場合】

○その場に伏せる。あるいは頑丈なものの陰に隠れる。

○周囲を確認し、可能であれば銃撃音等から遠ざかり、速やかに、低い姿勢を保ちつつ安全なところに退避する。出入口に殺到して将棋倒しなどの二次被害に遭わないようする。

（「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

（https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html）も参照してください。）

5 犯罪等の一般的な安全対策

海外でトラブルに巻き込まれないよう、渡航先の法制度、文化、風俗・習慣等の多くが日本とは異なることを強く意識して下さい。

万が一事件・事故等に遭遇した場合には、現地警察等の指示に従い、安全な状況が確保できたら現地の日本国大使館・総領事館等にも報告してください。

（1）基本的な防犯対策

- 多額の現金や貴重品を持ち歩かない、人前で見せない。
- 目立たない行動や服装を心がける。
- 人通りの少ない場所や、夜間の一人歩きは避ける。
- 生命と身体の安全を最優先する。強盗に遭っても、相手が武器を持っていることを想定し、抵抗しない。
- 営業許可を得ていない、いわゆる「白タク」の利用は避け、正規のタクシーを利用する。
- 見知らぬ人の誘いに乗らない。（いかさま賭博、「ぼったくり」等の被害に遭う可能性もある。日本語で話しかける、日本人の知り合いがいるなどと言って安心させる等巧妙な手口に注意が必要。）
- 見知らぬ人に勧められた飲食物を安易に口にしない。睡眠薬強盗（睡眠薬を入れた飲食物を勧められ、意識を失っている間に所持品を奪われる）に注意が必要。
- 過度な飲酒は控える。
- 現地の風俗・習慣に配慮する。日本人同士で集団になって騒ぐ等、現地の人々の反感を買う行為は慎む。

（2）麻薬等違法薬物犯罪に関する注意

麻薬等違法薬物犯罪について、外国人にも死刑や終身刑等を科す国もあります。絶対に関わらないで下さい。また、本人に悟らせずに「運び屋」として利用する手口もあるので、よく知らない人物から、「荷物を預かって行って欲しい」などの依頼を受けた場合は、はっきり

りと断ってください。

（3）女性への性的暴行に対する注意

近年、海外で日本人女性が性的暴行の被害に遭う事例が発生しています。言葉が通じにくいや、海外における日本女性への偏った思い込みから、外国人男性から強引なアプローチを受けやすいと言われています。上記（1）に加えて、以下の点にも十分に注意してください。

- 過度な肌の露出を避ける。
- よく知らない人からの執拗な誘いは毅然と断る。

（4）立入り制限区域及び写真・ビデオ撮影の制限等について

多くの国や地域では、政府関係施設や軍事施設、宗教施設等の立入りが制限されるなど厳しい情報管理がしかれています。また、これらの場所の周辺では写真・ビデオ撮影が禁止されている場合が多く、撮影した場合はカメラ等が没収されるほか、逮捕・拘束されるおそれがあります。撮影の前には、必ず現場の係員や現地の人々等に撮影の可否を確認してください。

（5）旅券（パスポート）の管理及び携行義務について

パスポートは紛失や盗難に遭わないよう十分に注意して下さい。万が一紛失・盗難に遭った場合は、直ちに現地の警察に紛失届あるいは被害届を提出して、いずれかの写し又は紛失・被害証明を入手し、日本国大使館又は総領事館の領事窓口までご連絡ください。

多くの国や地域では、外国人はパスポートを常時携行することが法律で義務付けられています。違反すると罰金等を科されることもありますので注意してください。

また、最近当館に対し、空港内や機内で旅券を紛失したため「当地へ入国できないので何とかして欲しい」との相談をいただきますが、どこの国でも、入国には旅券が必要であり、旅券がなければ出発地に戻されることになります。旅券を紛失しないように管理の徹底をお願いします。当地に於いて旅券を紛失する方の多くは、レストランでの食事後や買い物をした後等に気がついたら無くなっていたとの事案が報告されています。

当地のみならず渡航先においても食事中や買い物の後には必ず鞄に入れたか等を確認するようお願いします。

（6）海外旅行保険

病気や怪我をして、他国や日本への緊急移送が必要となる場合もあります。また、保険に入っていないと、時には数千万円にものぼる高額な医療費・移送費を全て自己負担しなければなりません。万が一に備え、十分な補償内容の海外旅行保険に加入して下さい。

6 感染症に関する安全対策

日本では馴染みがない感染症が多く発生していますので、海外安全ホームページで渡航先

の感染症関連情報を確認して必要な対策を取ってください。

また、厚生労働省からの情報や、農林水産省の検疫に関する案内もご参照ください。

■厚生労働省検疫所ホームページ：海外へ渡航される皆さまへ！

<https://www.forth.go.jp/news/20181119.html>

■動物検疫所ホームページ：家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

7 旅券の残存期間に関する注意喚起

近隣アジア諸国においても、当地同様旅券の残存期限が6ヶ月を必要としている国があります。

フランスやドイツなどの欧州のシェンゲン領域国についても、シェンゲン領域国からの出国予定日から旅券の有効期限が3ヶ月の残存期限が必要となっております。

ご旅行前に渡航先国の入国条件（ビザが必要か否か、旅券の残存期間を定めていないなど）を旅行会社、我が国在外公館やシンガポールに駐在する各国大使館等にご確認ください。

8 在留届の提出励行（外務省HPで登録できます）

当館では、在留届を元に在留邦人調査数を実施していますが、その他にも緊急事態発生時や海外安全情報の「広域情報」や「スポット情報」等の大使館からのお知らせ（領事メール）を送付する際に利用しています。

また、大使館からの連絡方法は、領事メールの他にSMSもあります。

（SMSについては、緊急事態発生時の安否確認を実施するため等に使用するので、通常は使用しません。しかし、緊急実態発生時には在留届に登録されている携帯電話番号を元にSMSを送付しますので、携帯電話番号を登録されていない方は登録をお願いします。）

■ 在留届（3か月以上滞在される方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>